

## 朗詠における林示己

—「雲」の朗詠をめぐる—

青柳 隆 志

—

「平家物語」卷六「祇園女御」（邦綱之沙汰）には、清盛の死に引き続く、五条大納言藤原邦綱の死去と、その生前の逸話が載る。

「進士雑色出世譚（火災・神楽）」「遠祖山蔭中納言譚」「母の靈夢譚」等がそれであるが、これらのうち、彼の才気を示す話として特に注意されるのが、次の一条である。

○治承四年の五節は福原にておこなはれけるに、殿上人、中宮の御方へ推参あツしが、或雲客の「竹湘浦に斑なり」といふ朗詠をせられたりければ、此大納言立聞して、「あなあさまし、是は禁忌とこそ承はれ。かゝる事きくともきかじ」とて、ぬきあししてにげ出られぬ。たとへば、この朗詠の心は、昔堯の帝に二人の姫宮ましゝき。姉をば娥黄といひ、妹をば女英といふ。ともに舜の御門の後なり。舜の御門かくれ給ひて、彼蒼梧の野べへをくりたてまつり、煙となし奉る時、二人のきさき名残をおしみ奉り、湘浦といふ所までしたひつゝなきかなしみ給ひしに、その涙岸の竹にかゝつて、まだらにぞそみたりける。其後もつねは彼所にをはして、瑟をひいてなぐさみ給へり。今かの所を見るなれば、岸の竹は斑にてたてり。琴を調べし跡には雲たなびいて、物あはれなる心を、橘相公の賦に作れるなり。此大納言は、させる文才詩歌うるはしうはをせざりしか共、かゝるさかゝしき人にて、かやうの事までも聞とがめられける

にこそ。

（「一覚一本平家物語」祇園女御）

この逸話は、「平家」の多くの諸本にほぼ同一の形で載せられ、頗る人口に膾炙したものと推測される。藤原邦綱（一一二一—一一八一）は、長承四年（一一三五）に文章生となつていたので、漢学の知識はもとより十分に持ち合わせていたものと考えられる。しかし、朗詠の断章を聞くなり、直ちにこれを「禁忌」と断じて、一人その場を立ち去つた邦綱の態度は、決して凡庸な人物のそれではない。「させる文才詩歌うるはしうはをせざり」と評されながらも、この果断のあることは、清盛の右腕として大いに実務的能力を発揮した邦綱の才覚の片鱗を伝えるものとして興味深い。

文中に見える如く、この朗詠は治承四年（一一八〇）、都遷先の福原で行われた五節中宮淵醉におけるものと考えられる。当時、蔵人頭左中弁として新都に赴いていた吉田経房（三十九歳）はこの折の詳細な記録を残しているが<sup>(1)</sup>、それによれば、同年十一月十七日（乙丑）に五節参入があり、翌十八日（丙寅）に寅日殿上淵醉・御前試、十九日（丁卯）に重女御覽・殿上、中宮淵醉、二十日（戊辰）に豊明節会と、五節の儀式が遺漏なく行われており、そのさまは都における盛儀に決して劣るものではない<sup>(2)</sup>。特に淵醉の席上において殿上人等の披露する芸能は例年にもまして多彩であり、経房も、「侍臣等乱遊殆超近年」（十九日条）と注するほどであった。

○十八日丙寅。天晴。今日殿上淵醉也……次一献、勸盃（菅原）在高……二献（源）兼時……有小饗応。及両三献、兼時献朗詠。次依雲客等命、蔵人佐（藤原光長）出之。次雲客等詠之。次今様。次万歳楽。先是預已下袒榻側編左、予又同前、依御所方也。多編左、

蔵人編右乱舞畢。阿音。廻五節所（下略）。

○十九日丁卯。天陰。今日五節童女御覽也……(藤原)泰通朝臣

已下雲客十許着座、次一獻、非藏人(菅原)在高。次朗詠(藤原)隆房朝臣出之藏人少卿(藤原)親経雖在座不出之。人々不相離散次二獻藏

人兼時……次今様右兵衛権佐盛定出之。兼時猶預小饗応、勸一兩獻之後巡行、次万歳衆、乱舞、廻五節所如昨日。……次藤大納言童女參上、左少将公守朝臣扶持之……次因幡童女參上。右

衛門佐隆雅扶持之……次召脂燭、次被取扇御覽、了退下。次人々參中宮御方、依有淵醉也。以西卯西廊南弘庇、擬殿上、東座

上有打出紅梅匂權公卿、左大将(藤原実定)、大夫(平)時忠、權大夫(藤原)実家、着紅梅梅。但不出之權亮通親并兩貫首已下雲客等參進。

次居肴物公卿自有手長次居交菓子二蓋次諸大夫持来居殿上人前、而先可居公卿座敷。然而藏人五位可役敷之由、各有少法。仍次之二蓋持樽。藏人五位更居公卿座前、未知

可否次一獻亮通盛朝臣諸大夫取瓶子二獻權亮(源通親)。右衛門権佐隆雅取瓶子、被擬大将相公、猶及一兩獻。次袒裼勸蓋人先祖也

次朗詠。(藤原)泰通朝臣詠(作)之及数反。左大将(藤原実定)、權大夫(藤原実家)同被詠之。次三獻。勸盃權大夫差

被差權大夫進光綱取瓶子。猶朗詠・今様。(藤原)隆房朝臣。次又万歳衆・乱舞。卿相等乘輿。侍臣等乱遊殆超近年。白拍子

之次獻樽。兩貫首強雖不可獻、依衆議獻之。次雲客推參八条殿、次今様・朗詠・乱舞、事畢分散(下略)。

○廿日戊辰。天晴……一獻以後舞姬等漸可昇……舞姬各昇了之後、雲客乱舞(下略)。(「吉記」)

当該の朗詠は十一月十九日、殿上の淵醉・童女御覽に引き続いて高倉上皇(二十歳、同年二月二十一日讓位)の中宮平徳子(二十四歳)の御方での淵醉において、公卿・雲客の行ったものである。こ

の時出座の公卿は、

正二位大納言左大将藤原実定(四十二歳)

正二位権中納言左衛門督別当中宮大夫平時忠(五十一歳)

正三位権中納言右衛門督中宮権大夫藤原実家(三十六歳)

正四位下参議左中将中宮権亮源通親(三十二歳)

の四名であり、貫首(藏人头)以下の雲客(殿上人)には、

正四位下藏人头前春宮亮平重衡(二十四歳)

正四位下藏人头左中弁吉田経房(三十九歳)

正四位下左中将兼美作介藤原泰通(三十四歳)

正四位下右中将藤原隆房(三十三歳)

等があった。「吉記」の記事によれば、勸盃二巡の後、まず藤原泰通が数度の朗詠をし、これに呼応して、藤原実定・藤原実家の両卿

が朗詠を行っている。また、三巡の後、藤原隆房が朗詠・今様を披露している。この時行われた朗詠の詞章は記録されていないが、他の殿上淵醉の例から推しても各種の朗詠曲が歌われたことが推測され、その曲目の範囲はごく広いものであったと考えられる<sup>3)</sup>。前大

納言藤原邦綱(五十九歳)が立ち聞きしたとされるのは、この時行われた朗詠のうちの一節であったのだろう。

この朗詠は「和漢朗詠集」下の「雲」部の冒頭(大系本四〇三番)に収められている。

竹斑湘浦 雲凝鼓瑟之跡 風去秦台 月老吹簫之地愁賦

同句は、唐人張説の「愁賦」を典拠とするものとされる<sup>3)</sup>。但し張説及びその作品(「愁賦」「閑賦」)については「全唐文」にも

言及がなく、その当否は判然としないが、少なくとも「平家物語」のいう「橘相公(参議左大弁橘広相、八三八〜八九〇)の賦」との

説を裏付ける証拠は存在しない<sup>(7)</sup>。

右の句のうち、その前半の内容は、本文中の「たとへば、この朗詠の心は」以下に詳述されている。これは『博物志』に見える逸話で<sup>(8)</sup>、本朝では他にも『唐鏡』『唐物語』『統古事談』『宝物集』および『和漢朗詠集』の諸注に引かれる著名なものである。舜の二后（娥皇・女英）が、夫の死を悼んで流した涙によって、舜を葬った湘浦の地の竹が斑となり、そして二后が瑟を弾いていた地には雲だけがたなびいているといったこの句の内容は、後半の「蕭史」の逸話<sup>(9)</sup>とも相俟って、まことに「愁」賦の称に相応しいものである。また、この朗詠が、他ならぬ中宮の御方で行われたとされる点は重要であり、『源平盛衰記』が「后ノ御前ニテハスマジキ朗詠也」とする如く、院の後たる中宮徳子にとって、右の物言いはまさしく不吉きわまりないものであった。そして事実、その僅か二ヶ月後の養和元年一月十四日、高倉上皇は二十一歳の短い生涯を終えることになるのである。

この朗詠を歌ったとされる藤原泰通（藤原伊通の孫、一一四七―一一二一〇）や、藤原実定（一一三九―一一九一）、実家（一一四五―一一九三）の兄弟、藤原隆房（一一四八―一二〇九）らは、いずれも音曲に通曉した一流の人士であり、朗詠の実演例も豊富に持つベテランである<sup>(10)</sup>。従って朗詠の歌われる場や、歌詞に対する意識も充分に持っていたことが想定され、如何に酒席とは言え、このような不用意な朗詠が、実際に行われたものかどうかは定かではない。同句は各種の「朗詠譜本」にも見えず、少なくとも源・藤原両家伝来の実演曲でなかったことは確かであるが、もし例えこれが創作であるとしても、朗詠の場と朗詠句の適合というテーマを考えてゆく

場合、この逸話は得難い情報を提供するものである。

その意味において、ここで最も注目しておきたいのは、邦綱の次の発言である。

あなあさまし、是は禁忌とこそ承はれ。かゝる事きくともきかじ。

問題は、「是は禁忌とこそ承はれ」という部分である。すなわち邦綱はこの句の内容を知っていただけでなく、これが朗詠曲として「禁忌」<sup>(11)</sup>に相当するものであることをあらかじめ承知していたということになる。

それでは、このような「禁忌」の曲というものは、実際の朗詠曲の中にも存在するのであるうか、もし存在するならば、それは、どのような点において「禁忌」なのであるうか。そして、何故そのような曲が朗詠曲として存在し得たのであるうか。これらのことは、この「竹斑湘浦」という朗詠のおかれる位置を確かめる上で、是非問われなければならない問題であろう。以下、このことを考える。

## 二

「朗詠譜本」に採られ、演奏されたことが確実な朗詠曲は、現在判明している限りで一九五曲にのぼる。藤原師長（一一三八―一一九二）が集成した朗詠曲は「二百十首」と言われており、平安朝の末期には相当数の朗詠曲が実際に歌われていたものと推定される。これらの曲は、季節・場所・場面に応じて分類され、その場に最も適した曲を朗詠し得るよう工夫がなされていた。源家および藤家の「九十首」の集成はその一端である。

しかしながら、多くの曲の中には、ある場面には適合しても、そ

の他の場所での朗詠には適さないものが存在する。とりわけ、皇室に関連する場所・場面については、特にこうした点に注意が必要とされた如くである。現存最古の朗詠譜本である「朗詠要抄 因空本」<sup>①</sup>（一二六五年増補）に、次のような例がある。

①・述懐 禁中此ノ詩ハキンキアリ心ウヘシ

シヨウデンハコレシヤウク禾イノエラヒナリ・シヨクコツツモテ  
ホウライノ雲ヲフムヘカラス・尚書ハマタテンカノソノミナリ

・ヨウサイモチタイカクノ月ヲヨツヘカラス（三七番）

右の句は、「和漢朗詠集」巻下、述懐（大系本七五八番）に見えるものである。

昇殿是象外之選也 俗骨不可以踏蓬萊之雲 尚書亦天下之望也  
庸才不可以攀台閣之月 直解

これは、天曆八年（九五四）八月九日、当時文章博士の橘直幹が、民部大輔の兼官を得るべく、村上天皇（二十九歳）に奉った申文の一節である。その全文は「本朝文粹」<sup>②</sup>巻六、奏状中に「請被特蒙天恩兼任民部大輔闕状」として載る。

この申文は、「江談抄」巻六<sup>③</sup>に「一件申文、天曆帝、令置御書机給云々」とある如く、帝の御感に入ってその座右に置かれたとされる著名なものである。しかし一方、「十訓抄」<sup>④</sup>には、  
上（村上帝）御覽せられけるに、

依人而異事 雖似偏頗 代天而授官 誠懸運命

など、述懐の詞を書すぐせるによつて、御気色あしかりけり。

人はを、恐れ思ふほどに……。 （巻十 二九）

という逸話も見える。つまりこの申文は帝の逆鱗に触れたという伝説をも有するのである<sup>⑤</sup>。「禁中此ノ詩ハキンキアリ」という注記

の背景の一つとして、まずこうした由来の影響を考える必要がある<sup>⑥</sup>。

この句の内容は、「蓬萊の雲」たる殿上に昇殿し得る者は選ばれた者であり、また「尚書」（弁官）たる者は凡才では勤まらない、という謙遜の情を表したものである。直幹はこの句に続いて、

至于民部之輔、專非温潤之地、即是恒例之兼官也。誰為過分之榮職乎。  
（「本朝文粹」巻六）

と記して、自らの抱く望みがそのような分不相応のものでなく、如何にささやかなものに過ぎないかを述べている。つまり、右の句は、そのために引き合いに出されたものなのである。

この句が禁中で「禁忌」となる理由としては、官職の任免権者である天皇に対する憚りが想定されよう。同句は前述の如く、自らの器量では高位高官は望むべくもない、という前提で述べられたものであり、天皇の臣下登用のありようを誹謗するものでは決してない。しかし、この句にはやはり、「十訓抄」で、帝の不興を買ったとされる「人に依りて事異なる、偏頗に似たり」などと同様に、自らの不遇を、天皇の所為としてあてこすったものと受け取られる危険性が常につきまとう。臣下として、帝の專管事項に容喙するが如き言辞は、厳に慎まれるべきであり、晴れの芸能の場となれば尚更であろう。この句は後世にも、

「朗詠要抄 円珠本」 藤家（別本書入 九二番）

「朗詠九十首抄 後崇光院本」 源家（禁中 三四番）

「朗詠九十首抄 流布本」 源家（禁中 四九番）

「陽明文庫本朗詠譜」 源家（禁中 六一番）

の各譜本に採られており、一般に「禁中」用の朗詠曲とされている

が、これらの中には「禁忌」の注を持つものではなく、「朗詠要抄」の言う禁制が果たしてどこまで守られたかは判然としない。しかし、例えば「朗詠要抄 円珠本」が、これを巻末の別本書入曲（増補曲）とするのを見ても知られるように、この曲はやはり取扱いに注意を要する曲なのであり、心ある朗詠者はそのように心得ていたものと思像される。こうした、朗詠における「禁忌」の実例の存在は、邦綱の発言の信憑性を裏付けるものとして重要であろう。

朗詠の諸譜本において、「禁忌」の語が明確に使われているのは右の一例のみであるが、特に禁中ないしは仙洞御所の朗詠に関しては、同様の制約を持つ例がいくつか挙げられてくる。例えば「朗詠九十首抄 後崇光院本」<sup>②</sup>（一四一八年）には、次のような例が存する。

## ②・（公宴）

布政之遲 風流未必敵於崑閩 兼之者此地也 好文之世 徳化未  
必光于黄炎 兼之者我君也 冷泉院花光水上序 曹三品 本朗詠下入帝王部。

此句於禁中者、不能左右、於仙洞者、非御治世者、可有斟酌、於春宮者一切不可（詠）  
（四二番）（大系本 帝王 六六〇番）

【「朗詠九十首抄 流布本」<sup>③</sup>には、「此句於禁中、不能左右、於治世、仙洞可詠。非治世者、可有斟酌。於春宮者一切無用之」とある】

右は、応和元年（九六一）三月五日、村上天皇（三十六歳）が冷泉院の池亭に催した桜花宴において、菅原文時（六十三歳）の書いた「暮春侍宴冷泉院池亭同賦花光水上序、応製」の詩序の一節である。その全文は、『本朝文粹』巻十、詩序三、木に載る。

右の句の趣旨は、政の場所は兎角風雅を欠きがちであるが、此の

地（冷泉院）はその両者を兼ねると言うべく、また文学を好む帝の治世は徳化が薄くなりがちであるが、此の君（村上帝）はまた両者を兼ねている、というものである。これは当代の帝に対する最大級の賛辞であり、禁中において大いに謳歌されるべきものと思われるのであるが、「九十首抄」の注はここに次のような「禁忌」を設定している。

A 禁中（内裏）においては「左右（とかく）すること能わず」、すなわち禁止。

B 仙洞（上皇御所）においては「治世においては詠ずべし」、すなわち在位中の天皇が仙洞に行幸した場合には可能。また「治世に非ざれば斟酌あるべし」、すなわち退位した上皇の場合には考慮を要す。

C 春宮（皇太子御所）においては一切不可。

右のような制約が生じるのは、この句の前半部が、嵯峨天皇の創建（弘仁年間、八一〇〜八二四）にかかり、「万葉之仙宮、百花之一洞也」（『本朝文粹』巻十）と形容される、仙洞の別業、冷泉院の雅趣を歌いあげるものであるため、通常の「布政之庭」である内裏には相応しない、という判断に基づくものと思われる。また、例え風雅の地に居住しているとしても、既に退位した上皇の場合には、「我君」の称は不適当であり、これも対象外となる。まして皇太子には全く不適である。つまりこの句が朗詠され得るのは、わずかに、天皇が風雅の別業に滞在するという場合にのみ限定されるのである。「公宴」の部門に属しながら、なおかつこのような「禁忌」に取り巻かれた曲が存在することは、注意されるべきであろう。

同曲は、『朗詠要抄 因空本』において「此句者故入道殿琵琶ノ

啄木也トオホセラレケリ。秘中秘也」(二〇番)と言われ、「金沢文庫朗詠譜二(一)」<sup>(2)</sup>において「公宴 六句秘曲」(一番)とされるように、藤原師長(一一三八—一九二)作曲の「六句ノ朗詠」の秘曲として重視されたものと考えられるが<sup>(3)</sup>、そのような音楽的な側面に加えて、右のような条件が付加されていることによつて、この曲の特殊性は一層増大したものと考えられるのである。

右のような制約を持つ曲目は、他にもいくつか存在する。例えば同じ「朗詠九十首抄 後崇光院本」には、

③・仙家陶中之外不可詠之

a 三壺雲浮 七万里之程分浪 五城霞時 十二楼之構揮天神仙冊

都良香 本朗詠下存之(三六番) (大系本 仙家 五四三番)

b 鶴婦旧里 丁令威之詞可聴 龍迎新儀 陶安公之駕在眼神仙冊

都良香(三七番) (大系本 鶴 四四八番)

c 奇犬吠花 声流紅桃之浦 驚風振葉 香分紫桂之林同所詠 都良香

香 本朗詠下(三八番) (大系本 仙家 五四四番)

【「朗詠九十首抄 流布本」にも同文の注記あり。「仙家」五  
一—五三番に同じ句あり。次いで五四番にd「四九三十六ノ

天 丹霞ノ洞高ヒラケ 八九七十二ノ室 青巖ノ石ケツリナ

セリ」(新撰朗詠集 仙家 五〇二番)あり。都良香の作】

のような例が見える。これらの句は全て、貞観十一年(八六九)に文章得業生都良香(三十六歳)が対策として書いた「神仙策」の一節であるが、ここでの注記は、仙洞御所を「仙家」と見立て、ここ以外での朗詠を禁ずる、というものである。この場合「院中之外」が指しているのは、他の場所ではなく明らかに「禁中」であろう。すなわちここでも、内裏における朗詠の適・不適という問題が強く

意識されているのである。

こうした、「仙洞」と「禁中」を区別する、という意識は、次の「朗詠九十首抄 流布本」(一四四八年)の一例にも顕著に現れている。

④・禁中

謬仙家ニ入テ一半日ノ客タリトイヘトモ・恐ハ旧里ニ帰テ纒ニ

七世ノ孫ニアハン私注 此句、雖入禁中詠、善不相違不謬也、善可為朗詠歟。

(四七番) (大系本 仙家 五四五番)

右の句は、天曆三年(九四九)三月十一日、二条院(陽成院)で行われた花の宴において、陽成上皇(八十二歳)の求めに応じて大江朝綱(六十四歳)の書いた「暮春同賦落花乱舞衣各分一字、応太上皇製」の詩序の一節である。その全文は「本朝文粹」巻十、詩序三、木に載る。

右の事情からも明らかのように、この句は「和漢朗詠集」の部門の通り、「仙家」(この場合は陽成院の仙洞である二条院を指す)の内容を持つ句であり、「禁中」に属するものでは有り得ない。従つて右のような不審が生じるのも当然であろう。事実、

「朗詠要抄 円珠本」 藤家(別本書入 九三番)

「朗詠要集」 藤家(仙家 五一番)

「朗詠九十首抄 後崇光院本」 源家(禁中 三二番)

「陽明文庫本朗詠譜」 藤家(禁中 五八番)

のように、藤家の古譜本では、「朗詠要抄 円珠本」が巻末の別本書人曲(増補曲)とし、また「朗詠要集」が、「仙家」部に収められていることが分かる。このように、ある朗詠曲が如何なる場面に使用されるか、あるいは使用されないか、という「禁忌」に関わる問題

は、各種の「朗詠譜本」が編まれるような時代になっても、朗詠伝承者の念頭を常に去らない問題であり続けたのである。

このほか、「禁中」における制約の例としては、同じ「朗詠九十首抄 流布本」に、

⑤・(月)

澄々暹照 禁庭ノ草霜ヲ戴 皎々斜々沈 御溝之水玉ヲ含ム出

宇集松之野下詠之、於禁中可詠之(三四番)

【『陽明文庫朗詠譜』②には「禁中ニテハ斜々沈ヲ可詠ト入暹照之例也」

(月 四一番)とある】

がある。これは、前稿二十四頁にも触れたように、禁中、および乗船の際に、「沈む」という語を忌んで避けた例であり、また、

⑥・管絃遊

第一第二ノ絃ハ索々タリ 秋ノ風松ヲ私テ疎韻落 第三第四ノ

絃ハ冷々タリ 夜ノ鶴子ヲ憶テ籠中ニ鳴於禁中ハト詠、フシ同。已下句

当流不詠之。應家唱之。應為秘說第五絃声尤掩抑 瀧水凍咽流不得(五九

番) (大系本 管絃 四六三番)

も、同じく、禁中では「鳴く」(泣く)の語を用いなかったという一例である。このように、朗詠の「禁忌」とは、主に、「禁中」を中心として見た場合に、稗当を欠く内容や表現を持つ朗詠を制限し、あるいは語句を言い換えることを基本とするものであったことが知られる。無論、その曲は禁中以外の場所では制限されることがなく、自由に歌える朗詠曲として通用するわけである。しかしながら、実際宮中において歌い手をつとめる音曲家達にとって、公宴歌謡である朗詠のそうした側面は、まず何より重要な心得事であったものと考えられる。このように見るとき、邦綱の中宮淵醉における「禁忌

とこそ承れ」の発言は、本来、心ある者が必ず気付かなければならなかった筈のものであり、それを朗詠者に代わって指摘した邦綱の判断がいかに当を得たものであったかが知られてくるのである。

しかしながら、朗詠における「禁忌」は必ずしも禁裏に対してのみ存したのではない。例えば、日常の場面においても、朗詠について「禁忌」が適用される場合がある。再び「朗詠九十首抄 後崇光院本」の例を見よう。

⑦・隠士

漢皓避秦之朝 望礙孤峯之月 陶朱辞越之暮 眼混五湖之煙視

漢知隱賦 江以言 不可詠祝座敷(六九番)

右の句は「和漢朗詠集」巻下、雲部(大系本四〇六番)に見えるものである。

漢皓避秦之朝 望礙孤峯之月 陶朱辞越之暮 眼混五湖之煙視

漢知隱賦 以言

これは大江以言(九九五〜一〇一〇)の書いた「視雲知隱賦以五色雲下知有賢人為韻。依次用之。三百六十字以上成篇」の一節であり、その全文は

「本朝文粹」巻一、賦、幽隱に載る。

右の句は、雲の立つのを望見して、その下に隠れた士を見出すという趣旨によるもので、秦の乱を避けて孤峯商洛山に隠れた漢の四皓、および、越王勾踐の元を辞して呉の太湖(五湖)に去った陶朱(范蠡)の故事を取り上げている。

この句について、『九十首抄 後崇光院本』は「不可詠祝座敷」と注している。これは、どのような理由によるのであろうか。確かに、「野に遺賢あり」という内容のこの句が、祝賀の場に最も適した朗詠であるとは考えにくい。しかし、そのような意味においては、

祝いの席に相応しくない内容を持つ朗詠曲は、例えば「無常」や「仏事」の句などを始めとして、他にも数多く存在する筈である。しかるに何故この句のみが、「不可詠」といったような強い「禁忌」を指摘されるのであろうか。

その理由の第一は、他の「禁忌」の場合と同様に、詩句の内容に関わるものであると推測される。この句は「隠士」の題を有するが、以言自身が「視雲知隱賦」の中に、

則知朝有善政、野無遺賢。肥遁之地雖蕩矣、占候之家自灼然。

(『本朝文粹』巻一)

と記す如く、帝王の治政が正しいものであるならば、そこから逃れて立ち退く「隠士」なるものは生じることがない。有能の士の居所に五色の瑞雲が立ち、月を隠し、あるいは湖に深く立ち込めるといふ現象も、吉祥であるというよりはむしろ、逆にその背景にある王の暴政を想起させる一種の禍々しさを有していると考えられる。これは、祝賀の概念とは明らかに無縁のものであろう。

次いで、もう一つの理由は、この「雲」という題材自体に関わるものである。

右の句は「和漢朗詠集」の「雲」部に属しているが、これは、藤原邦綱が「禁忌」と断じた「竹斑湘浦 雲凝鼓瑟之跡」と同じ部門なのである。また、①に挙げた橘直幹の朗詠句には、宮中の形容として「踏蓬萊之雲」という句が存し、③にも「三壺の雲」なる表現が見えている。このような禁中における「禁忌」の朗詠句の中に、時折見える「雲」というものは、単なる偶然の存在なのであろうか。無論、「和漢朗詠集」に六十六例、「新撰朗詠集」にも六十四例もの「雲」の語が見える<sup>23)</sup>ことからすれば、これを偶然の一致と見

なすことは可能である。しかし、なお、この題材には、ある特定の意味が生じる場合があったと考えられるのである。このことを確認しておきたい。

朗詠に「禁忌」が生じた如く、平安朝期には、詩歌の制作に当たっても、心得なければならぬ「禁忌」が存在していた。詩文の方面には、例えば次のようなものがある。

(1) 「江談抄」巻四、詩事

人烟一穗秋村僻 猿叫三声曉映深 秋山閑望 紀納言  
人烟近代忌之不作。

(2) 「朗詠江注」(大系本 猿 四五八番、<sup>24)</sup>)

人煙一穗秋村僻 猿叫三声曉映深 秋山閑望 紀  
人煙近代忌之不作。

(3) 「袋草子」故人和歌難(二二七則、<sup>25)</sup>)

「窓燈」相似「騷動」二字之声、仍禁之。「雲収天末」<sup>26)</sup>「文選」月賦相似「天罰」二字之声、仍忌之云々。「詩感札」<sup>27)</sup>「山面」に是不作と云事、昔常作之。近代忌之。「人煙」<sup>28)</sup>、又近代忌之不作云々。「風起于青蘋之末」<sup>29)</sup>「文選」風賦相似「清貧」二字之声、仍忌之。「虎嘯風起」<sup>30)</sup>老経、風おこるとは不読。風は声に可読云々。

ここに見える様々な語句の制約は、いずれも作詩の上の心得事として知られていた事柄であつたらしい。当座新作の詩文にあつても、披講を前提とする以上、その聴覚印象には留意せざるを得ない。従つて、詩の言葉としては穏当を欠く語(「騷動」「天罰」「清貧」「寒冷」等)との同音の語を避けるという工夫がなされている。また、特に注目すべきは、(1) (3) に共に見える、紀長谷雄の



句に關するもので、ここでは『和漢朗詠集』にも採られた「人煙」(民家から一筋立ち昇る煙)の語が「近代忌みて作らず」とされてゐる。つまり、この語が人を焼く煙と誤解される故に、「禁忌」としてこれを排除する習慣が確立していたのである。

次いで、和歌の方面に目を転じると、ここにも「禁忌」の概念が存在していることが知られる。

(4) 『俊賴髓腦』<sup>26</sup>

白雲のおりゐる山と見えつるはたかねの花やちりまがふらむ  
 是は忠峯に春の歌たてまつれと宣旨有りけるにつかうまつれる  
 歌なり。躬恒是をききて、「府生おほきにあやまれり。如何で  
 か宣旨によりて奏する歌は『雲居もおりゐる』などはよまむ。み  
 かどをば雲の上と申す。位さらせ給ふをば、おりゐさせ給ふと  
 申す。くもおりゐるといひて、末にちりまがふと書けり。さや  
 うの事あやまつべきものにあらず。是はしかるべき事なり」……  
 又郁芳門院の御時に、根合といへる事ありしに、周防の内侍と  
 いひし歌よみ、「わが下もえの煙なるらむ」とよめりしを、よ  
 き歌などに世に申し、を、人のもゆるけぶりの空にたなびかむ  
 はよき事にはあらずと申し、かば……。

(5) 『發草子』故人和歌難(二二八則)

忠峯依宣獻歌云。

白雲のおりゐる山と見えつるはたかねの花やちりまがふらん  
 躬恒云。府生大誤歟。帝王に奏歌に、「雲下居」とは争詠哉。

帝位をば雲上と云。避位をば下居給と申。就中に末句二散まが  
 ぶと読る、尤可有禁忌云歟。予案之二、帝王御前にて下と云事  
 尤可有禁忌歟。但、『拾遺抄』云。康保三年二月廿一日、梅下

二御倚子立て有御宴時、源広信朝臣歌云、

おりてみるかひもあるかなむめの花いまこゝのへにほひま  
 さりて

此も可有禁忌歟。如何。但、彼は「雲下居」とつゞきたる故、  
 重歟。如此物語多無実歟。但、末代之作法如此事避には不如歟。  
 『郁芳門院根合』に、周防内侍歌に、「わがしたもえのけぶり  
 なるらん」とよめる、又人の「もえむけぶりのそらにたなびく」  
 有禁忌之由人申けりと云々。

右の(4)・(5)の例では、「雲」が帝の象徴であることが明  
 示されており、これを「下り居る」(退位する)と詠むことが「禁  
 忌」の対象とされている。また、「燃える煙」が先程の「人煙」同  
 様、火葬の煙として忌まれていたのである。

これらの例から類推すると、詩作・歌作のそれぞれの場面におい  
 て、「雲(ないしは煙)」という題材は充分な配慮を要するもので  
 あったことが想像される。「雲」は天象であると同時に、帝位の象  
 徴でもあり、かつまた「人を焼く煙」に遠く繋がり得るものであつ  
 た。渡辺秀夫氏の御整理<sup>27</sup>を拝借するならば、

中空に立ち現れる雲は活力に満ちて沸々と涌きあがる超越的、  
 彼岸的な、靈的なものゝ勃然とした示現、徴表とみなされてい  
 た(記紀)。雲は、偉大なる靈威あるものゝしるし、人知を越  
 えた神意や形而上的ななごしの兆候という靈的觀念の抜きさし  
 がたく固着したものであり、亡き人を偲ぶよすがとしての火葬  
 の煙とも重なりながら、死者があゝの世へと飛翔する旅立ちの姿、  
 または中空にあるかりそめの形態であり、また、空間的心理的  
 に隔絶されてなお、届かぬ思いをむなしく馳せる空のかなた、

雲、極北際限としての雲はより純化されて肥大する思いのたけが付託投影され、空に満ち和たる恋の思念の鬱蒼とした可視的なかたち、適わぬ恋の対象としての異性の面影をも宿した（万葉以来の発想）。

といった様々な意味内容を持つのが「雲」であり、そのイメージは顕在たると潜在たるとを問わず、常に意識されていたものと想像される。なればこそ「源氏物語」<sup>23</sup>においても、葵上を悼む源氏が、

雨となり雲とやなりにけむ、今は知らず（劉夢得外集）と朗詠し、かつ、

見し人の雨となりにし雲居さへいとど時雨にかきくらすころと詠んだのであり（葵巻）、また源氏自身の死も、「雲隠」の語によって表されるのである。そして、そうしたイメージの付きまとう「雲」の朗詠が全く無条件に行われたとは考えにくい。

例えば、冒頭に挙げた「竹斑湘浦」の朗詠は、確かに后による帝追悼という不吉な要素をまず持っている。しかし、后が瑟を鼓した跡にむらがり立つ雲にも、そうした死のイメージが何程か投影されていないであろうか。また、⑦に言う「隠士」たちの隠れ住む所に立ちのぼる雲は、やはりある種の禍々しさをイメージさせはしないであろうか。そして「蓬萊の雲」といわれる帝と宮中の世界は、臣下が軽々しく云々すべきものではない、日常とは切り離された別世界として意識されたのではあるまいか。このように、「雲」という存在や言葉には、人知を超えた一種の靈物としての要素が「抜きがたく」存在していたのではないかと考えられるのである。

右のように考えることが可能であるならば、更に次のようなことも想像されてくる。

「和漢朗詠集」の「雲」部に属するのは、次の七首（詩句六首と和歌一首、大系本四〇三―四〇九番）である。

a 竹斑湘浦 雲凝鼓瑟之跡 鳳去秦臺 月老吹簫之地楚歌

b 山遠雲埋行客跡 松寒風破旅人夢

c 尽日望雲心不繫 有時見月夜正閑唐詩 元

d 漢皓避秦之朝 望疑孤峯之月 陶朱辭越之暮 眼混五湖之煙楚

雲知隱風 以言

e 暫借崎嶇非戴石 空偷峻嶮豈生松在中

f 漢帝龍顏迷處所 淮王雞翅失留連以言

g よそにのみ見てややみなむ葛城のたかまの山の峯の白雲

このうち、aとdの句に「禁忌」のあることは既に触れたが、ここで問題となるのは、bの朗詠である。

この句の出典及び作者は古来不明とされる。「延慶本和漢朗詠集」（岩瀬文庫蔵）等はこれに「斉名」と注し、紀斉名（九五九―九九九）の作としているが、配列上の問題（唐人↓本朝作者の原則）から、現在ではこれは否定されている<sup>24</sup>。

この句は「朗詠九十首抄 後崇光院本」及び「朗詠九十首抄 流布本」に採られている。しかし、その採られ方は極めて特殊なものである。まず、前者において同句は、朗詠本文が一応終了して、応安四年（一一三七一）二月九日書写の奥書が付された後に、朗詠本文よりも小さく、奥書と同じ大きさで、

山遠雲埋行客跡 松寒風破旅人夢齊名 此本朗詠上在雲部（一一四番）のように書き入れられている。

また「朗詠九十首抄 流布本」では、巻末に、  
不載源藤両家譜朗詠

鳳凰鷺鷥ハ・自和鳴ノ声ヲソヘ・忽花啄木ハ・暗ニ玲瓏ノヒ、  
キヲ送（一二五番）

山遠シテハ・雲行客ノ跡ヲウツム・松寒シテハ・風旅人ノ夢ヲ  
ヤフル（一二六番）

として、「朗詠集」には載らない曲で、やはり同じく出典の分明でない「鳳凰鷺鷥」と共に置かれているのである（「山遠」には曲譜なし）。

同句は雲が旅人の行く跡を隠し、松吹く風が旅人の夢を覚ますという意であり、内容は極めて明解である。「平家物語」巻三、有王には、旧主俊寛を求めて、鬼界ヶ島に渡った有王の描写として、

峯によち、谷に下れ共、白雲跡を埋で、ゆき来の道もさだかならず。青嵐夢を破て、その面影も見えざりけり。

というものがあり、これが周知の句でもあったことが知られる。しかるに、何故この句が、「不載源藤両家譜朗詠」といったような特別な扱いを受けることになるのであるのか。

無論、その理由として、この句の典故が定かでないことが挙げられる。しかし、作者不明、典故不明の朗詠曲は、前稿にも述べた如くかなりの数にのぼるのであって、その影響のみによってこのように分け隔てられたとは必ずしも言い切れない面がある。また、「後崇光院本」が「斉名」と作者名を明記することからしても、それが唯一の理由に当たるものでないことは明白であろう。

このとき、この句が「雲」部に属している、という現象は、この事柄を説明する一つの手掛かりとなるのではないであろうか。白雲が旅人を立ち隠す、という造型は、旅の一つの点景として、遙々とした遠い山道のさまを思い描かしめることも可能であろうが、他方、

「雲」の持つ負のイメージが喚起されるとき、この句は忽ち「死」と結びついてゆくことになる。雲の果てに隠される旅人は永遠に帰ることがなく、松風が寒々しく吹き抜ける。そのように解すると、この句は、滅多な所で口にし得るものではなくなる。旅の風情を語るのに最も好適と思えるこの曲が、源・藤両家の朗詠譜に採られなかった一つの理由が、すなわちここにあるのではないかと考えられるのである。

以上の如く、朗詠における「禁忌」は、朗詠の伝承者達によって常に天皇や宮中を意識して、禁中に対する不吉・不祥の言辭を避けるという方向で、實際たしかに設定されていた。その「禁忌」の内容はさまざまであり、場所・場面の適不適や、吉凶などの条件が勘案されていたことが知られるが、これに加えて、更に、「雲」という素材の持つ多面的な語義とイメージが絡んでいる可能性のあることが指摘されてくる。冒頭に掲げた藤原邦綱の「禁忌」の発言は、「死」という不祥の事柄と、「雲」の持つ不吉のイメージとの二つの面をあわせ持つことにおいて、まさしく典型的な「朗詠における禁忌」の一例として、特記されるべきであると考えるのである。

#### 〔注〕

(1) 読み本系、語り本系ともこの記事を持つ。但し語り本系のうち一方系の嵯峨本・下村時房刊本・流布本・平家正節にはこれがなく、また京都府立資料館本・東京教育大学本・静嘉堂文库本等では巻六の末に「ある本に因綱事あり。忽一檢校語之、ト一檢校不語……」と記してこれを別掲している。また、増補本系では、延慶本がこの記事を欠き、長門本はこれを巻一の末に

置いている。

- (2) 「公卿補任」仁安元年条尻付
- (3) 「吉記」治承四年十一月条。増補史料大成による。
- (4) 但し公卿・雲客の列席はごく限られており、新嘗会(十九日)は京都で行われるなど、極めて変則の形態をとるものであった。
- (5) 殿上淵酔は正月二・三日、および五節卯・寅の日に清涼殿殿上の間で行われる宴であり、蔵人頭以下の音楽に堪能な殿上人らが諸芸を披露する催しである。「蓬萊抄」に「献朗詠・雑芸等、無定法」(二日殿上淵酔)とある如く、平安朝期には曲目等が固定されず、随意の曲が選ばれた。「伊通朝臣朗詠出」延喜式風子多し、万人盛敷(「殿上燕酔部類」所引「糸人記」元永元年一月三日条)、「太公望が周文にあへる」と出だし給へりけるこそ、御声もうつくしう」(「今鏡」藤波の下、保延四年十一月)などはその例。
- (6) 「和漢朗詠集」世尊寺行尹本・二条爲氏本・岩瀬文庫蔵延慶本・古梓堂文庫嘉暦本及び「和漢朗詠集私注」以下の諸注。
- (7) 「平家」諸本中でも、「橘相公」の名が見えるのは、平松家本・鎌倉本及び百二十句本系・覚一本系等に限られる。
- (8) 「堯之二女、舜之二妃、曰湘夫人。舜崩、二妃以涕揮竹。竹尽斑」(史補)
- (9) 「蕭史者、秦穆公時人也。善吹簫。能致孔雀・白鶴於庭。穆公有女。字弄玉、好之。公遂以女妻焉。日教弄玉作鳳鳴。居數年吹似鳳声。鳳凰来止其屋。公為作鳳凰台、夫婦止其上、不下數年。一日皆隨鳳凰飛去。故秦人為作鳳女祠於雍宮中、時有簫声而已」(「列仙伝」卷上)
- (10) 拙稿「平安朝の朗詠者総覧」(「研究と資料」第三輯、一九九〇・七)参照。
- (11) 「是承禁忌」(四部合戦本)「是禁忌承」(平松家本)「是ハ禁忌トコソ承レ」(屋代本・南都本同文)の如く、諸本等しく「禁忌」の語を用いる。
- (12) 呉文炳氏「國書聚影」(一九六二年)による。
- (13) 新日本古典文学大系本による。
- (14) 「江談證注」(勉誠社)による。
- (15) 「十訓抄全注釈」(新典社)による。
- (16) この逸話は「古今著聞集」卷四、「直幹申文絵詞」(出光美術館)の第二段にも見える。
- (17) 但し、この申文からは他にも「和漢朗詠集」に一句が採られている。「瓢箪屢空 草滋顔淵之巷 藜蘿深鎖 雨湿原憲之柩」(大系本 草 四三七番)
- (18) 村田正志氏「後崇光院御筆九十首抄模本の出現」(「国士館大学文学部人文学会紀要」第一八号、一九八六・一)による。但し、判読不能の箇所は、近藤喜博氏「朗詠九十首抄成長の過程」後崇光院本竹田本の紹介」(「国語と国文学」第二五卷七号、一九四八・七)所載の翻刻によって補う。
- (19) 京都大学附属図書館蔵「朗詠略譜 九十首抄」(ハ一六〇一 〇四)による。
- (20) 「金沢文庫資料全書 第七巻 歌謡・声明篇」(便利堂、一九八四年)による。
- (21) 拙稿「朗詠要抄 因空本」考」(「日本語と日本文学」第十九号、一九九三・一〇)参照。

- (22) 『陽明文庫国書編 古楽古歌謡集』(思文閣出版、一九七八年)による。
- (23) 『和漢朗詠集漢字索引』『新撰朗詠集漢字索引』(勉誠社、當山日出夫氏編)による。
- (24) 『国立国会図書館蔵和漢朗詠集 内閣文庫蔵和漢朗詠集私注漢字総索引』(新典社)による。
- (25) 『袋草子注釈』(塙書房)による。
- (26) 『日本歌学大系』第一卷(風間書房)による。
- (27) 渡辺秀夫氏「古今集時代における白居易」(『白居易研究講座 第三巻 日本における受容(韻文篇)』勉誠社、一九九三年)
- (28) 新潮日本古典集成による。
- (29) 柿村重松氏『和漢朗詠集考證』(目黒書店、一九二六年)以下

の各注釈はいずれも作者不明とする。

【追補】

前稿三十二頁で「典拠不明」とした『小島春庵本朗詠要抄』の「万徳莊嚴ノ化主、青天ニアラハレテヤウヤクニチカツク、九品蓮臺ノ聖衆、雲ニ乗シテナメニクタル」(三月三日)の表現は、『宝物集』巻七の行文中に「つるに万徳莊嚴の教主、西方にあらはれ、やうやくちかづく九品蓮台の聖衆、紫雲に乗じてなゝめに下し、光明赫奕として十方界をてらし、異香芬郁として草木みな梅檀におなじ。観音、金蓮台をかたぶけ、勢至、手をさづけて引撰し給ふ」として見える。この部分の前後は、新日本古典文学大系の脚注に指摘される如く、『往生要集』大文二(欣求浄土)が踏まえられているが、『往生要集』の本文には、この部分に直接対応する表現はない。

成稿にあたり、貴重な資料の引用をお許しいただいた、京都大学付属図書館の御高配に深謝申し上げます(翻刻許可番号「京大図情サ雑第27号」)。なお、本稿は平成二〇一五年年度文部省科学研究費奨励研究(A)「日本朗詠史研究」の成果の一部である。

(東京成徳短期大学助教)